

フェロー選考基準及び選考方法

1. 選考基準

(1) 基本条件

(対象者)

フェローの称号を受ける者は、電気・電子・情報通信とその関連分野技術の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者とする。

すなわち、原則として少なくとも累積で 10 年間以上電気学会の正員として在籍している電気・電子・情報通信とその関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者等であり、上級会員の中から選出する。ただし、会長が認めた場合は上記以外でもフェロー称号を受ける資格者として認める。

(対象除外者)

名誉員・准員・学生員・事業維持員は対象外とする。

(2) 具体的条件

上記の基本条件を満たし、且つ次のいずれかの具体的条件において著しい貢献があった者とする。

- ①電気・電子・情報通信とその関連分野の学術研究、発明考案、創作、実用化、普及、規格標準化等における貢献
- ②電気・電子・情報通信とその関連分野技術に関する教育・指導・人材育成に関する貢献
- ③電気・電子・情報通信とその関連分野の学術的・技術的振興に関する貢献
- ④電気・電子・情報通信とその関連分野による社会貢献
- ⑤その他フェロー審査委員会が認めた貢献

2. 候補者・推薦者について

- (1) 原則として自薦は認めない。
- (2) 任期中の理事・監事はフェロー候補者の対象となることは出来ない。
- (3) 所定の推薦書類に必要事項を記入し推薦を行う。推薦は随時行うことができる。

3. フェロー審査委員会

- (1) 委員会は毎年 1 回以上委員長が召集する。メールによる審議を可能とする。
- (2) 委員会は委員数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者および他の委員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
- (3) 委員会における候補者の決定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
- (4) 選考の経過並びに内容については公表しない。
- (5) フェロー審査委員会において作成された候補者案は理事会に提出して承認を受けなければならない。

- 付則
1. 本規程は理事会の承認を得た日から施行する。
 2. 本規程は理事会の承認を得て改正することが出来る。
 3. 平成 22 年 4 月 28 日、理事会にて一部改正。

4. 【経過措置等】(上級会員数の増加により、この経過措置は平成 23 年度末を持って廃止とする。)
 - ①原則として、上級会員の中からフェロー候補者を選出することとするが、上級会員の全体数が少ない期間は、経過措置として上級会員以外からの選出を認めることとする。
 - ②原則としてフェロー及び上級会員 3 名からの推薦とするが、フェロー・上級会員の全体数が少ない期間は、経過措置としてフェロー・上級会員以外の正員からの推薦を認めることとする。
5. 平成 24 年 12 月 6 日、有識者会議メンバー名称変更につき、有識者会議委員として読み替える。
6. 平成 29 年 2 月 17 日、総務会議にて一部改正。
7. 平成 29 年 4 月 13 日、総務会議にて一部改正。
8. 平成 30 年 3 月 8 日、理事会において一部改正。
9. 令和 3 年 10 月 8 日、理事会において一部改正。

以上